

平成 30 年度国研修 受講報告

サービス管理責任者等研修全般について

1 国研修で伝達されたこと

改定後

【一部緩和】

サービス管理責任者実務要件（現行は 3～10 年＋相談研修 11, 5 時間＋サビ管研修 19 時間）

児童発達支援管理責任者実務要件

※ 実務要件に 2 年満たない段階から、基礎研修の受講可

+

【改定】基礎研修

相談支援従事者初任者研修講義部分の一部を受講（1 1 h）＋サービス管理責任者等研修（統一）研修講義・演習を受講（1 5 h）

+

O J T

↓ 一部業務可能

【新規創設】

サービス管理責任者等実践研修（1 4. 5 h）＋【新規創設】 専門コース別研修（任意研修）

↓

【新規創設】

サービス管理責任者等更新研修（6 h 程度）※ 5 年毎に受講

(注) 一定の実務経験の要件

- ・実践研修：過去 5 年間に 2 年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある
- ・更新研修：①過去 5 年間に 2 年以上のサービス管理責任者等の実務経験がある又は②現にサービス管理責任者等として従事している

講義 1 障害福祉制度の動向

◇獲得目標 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正等の状況やその他関連施策の最新の動向に関する講義を行う。

30 年度 障害福祉サービス等報酬改定

障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活支援

1. 重度の障害者への支援を可能とするグループホームの新たな類型を創設
2. 一人暮らしの障害者の理解力、生活力等を補うための支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、「自立生活援助」の報酬を設定

3. 地域生活支援拠点等の機能強化
4. 共生型サービスの基準・報酬の設定

医療的ケア児の対応等

1. 人工呼吸器等の使用や、たん吸引などの医療的ケアが必要な障害児が、必要な支援を受けられるよう、看護職員の配置を評価する加算を創設
2. 障害児の通所サービスについて、利用者の状態や事業所のサービス提供時間に応じた評価を行う
3. 障害児の居宅を訪問して発達支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、「居宅訪問型児童発達支援」の報酬を設定

精神障害者の地域移行の推進

1. 一般就労への定着実績等に応じた報酬体系とする
2. 一般就労に移行した障害者に生活面の支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、「就労定着支援」の報酬を設定

就労系のサービスにおける工賃・賃金の向上、一般就労への移行促進

1. 計画相談支援・障害児相談支援における質の高い事業者の評価
2. 送迎加算の見直し
3. 障害福祉サービスの持続可能性の確保

精神障害者の地域移行の促進

1. 長期に入院する精神障害者の地域移行を進めるため、グループホームでの受入れに係る加算を創設
2. 地域移行支援における地域移行実績等の評価
3. 医療観察法対象者等の受入れの促進

講義2 サービス提供の基本的な考え方

◇獲得目標 サービス提供の基本的な考え方を理解し、利用者中心のサービス提供を実施する。

内容 利用者主体 自立支援 エンパワメント ICF 権利擁護 合理的配慮 専門性 チームアプローチ 連携について理解し、個別支援計画を作成、支援実施において活用できること

ポイント 本来は基礎研修レベルは「アセスメントができる」「個別支援計画を策定できる」ことが前提60分で基本的なことを理解するのがココ。

講義3 サービス提供のプロセス

◇獲得目標 サービス提供のプロセス（PDCA 継続とニーズに適合したサービス提供）

モニタリング サービス提供の管理的側面理解 サービスの評価及び事業所の評価

講義4 サービス等利用計画等と個別支援計画の関係

◇獲得目標 総合的な援助の方針であるサービス等利用計画と個別支援計画の関連性、その前提としての連携について理解する。

講義5 サービス提供事業所の利用者主体のアセスメント

◇獲得目標 サービス提供を希望する利用者や家族理解を深めるための手法と視点を習得する。
ポイント 意思決定ガイドライン ニーズ整理表

講義6 個別支援計画の手順とポイントについて

◇獲得目標 個別支援計画の作成手順の実際と、そのポイントについて理解し、演習への準備とする。

演習

国研修の事例は共同生活援助と就労継続支援 B 型のサビ管が、一人の利用者をめぐって相談支援事業所と連携しながらサービスを提供するというもの。(国研修では演習時、GH グループと B グループに予めグループを分けた形で設定していた。)

※前提として、新規入所利用者のサービス等利用計画策定のための担当者会議にはサービス管理責任者が参加する。

演習の流れ

- ① **個人ワーク** サービス担当者会議事前準備シートに記入 (相談支援専門員や他の事業所、または本人、家族に対して事前に確認しておく事項と、意見を述べる事項 (要求事項及び情報提供))
- ② **ロールプレイ** サービス担当者会議
※ 国研修ではサービス担当者会議シナリオが配布されていたが、これにとらわれず実施。
- ③ **個人ワーク** ニーズ整理表の記入 (面談後に、書いたものを修正することもあると伝えることが必要)
- ④ **グループワーク** ニーズ整理表に記入
- ⑤ **ロールプレイ** 面接場面 ※ 国研修にはシナリオ掲載。しかしこれにとらわれず実施。
- ⑥ **グループワーク** 個別支援計画を作成 ※ 国研修では本人にわかりやすい言葉を用いていた。作成の順序は具体的な計画→短期目標→長期目標→到達目標→総合的な援助の方針。
- ⑦ 個別支援計画を本人に**説明** (わかりやすい言葉で。国研修では講師を利用者役にして、作成した支援計画を説明する場面を設けていた。)
- ⑧ **ロールプレイ** モニタリングに係るサービス担当者会議 (B 型と GH 混合グループで実施。配役の際の役柄の内容記載の添付あり。)
1 回目は共同生活援助の支援計画モニタリング

2回目はB型の支援計画モニタリング

※ 双方に理解の齟齬があるという前提。ロールプレイを通して修正。

⑨ **グループワーク**個別支援計画修正案を作成

※ ロールプレイの内容ではなく、掲載されている「変更案作成の会議録」を参考にしながら行っていた。

⑩ 振り返りとまとめ

2 都研修と関連付けて考えたこと（演習内容に限定する）

- ★ 手順が多いので、事例について考え込んでいる時間が全くない。段取りを体験するために事例を使う、というようなイメージでとらえても良いかも。
- ★ 読み込みの時間削減について（宿題方式にするかどうかの検討）
- ★ 受講者がサービス等利用計画を知らない、ということも十分に考え得る。（宿題方式、または用語説明プリント等の検討）
- ★ ロールプレイをどうするか。実際にやるか、または講師が行っているところを観るという方法などの検討
- ★ 国研修では手順が多く、ファシリがいなければ求められている内容が不明瞭な場面もあった。ワークの内容の明確化は必須。
- ★ ロールプレイの内容を策定する計画に反映させるか、または添付資料にある会議録などを反映させる方法にするのかは先に決めておいたほうがよい。
- ★ ロールプレイ時には、席順への配慮なども必要である旨予め伝えたほうが良い。
- ★ 配布する個別支援計画フォーマットは、到達目標や方針、及び具体的な計画の1行目を先に記載しておいて、受講者が、どのように書くのか迷う時間を少しでも短縮すると良いのではないかと。（現行は考える研修→基礎研修はプロセスを理解する研修）
- ★ 次々にやることがあるため、ブツ切れ感があることへの対応策検討の要

報告者：(社福)南風会 青梅学園 浅野日奈子
葛飾区子ども発達センター 藤榮有視子